

杉並区立杉並第九小学校 いじめ防止基本方針

(令和8年2月改定)

はじめに

本校は、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として、以下の基本方針を策定する。

【本校のいじめ問題への基本的な考え方】

(1) いじめの定義

いじめとは、相手の行為により被害の児童が心身の苦痛を感じたものをいう。法に規定されたいじめは、いわゆる社会通念上のいじめの範囲より極めて広く、児童が心身の苦痛を感じる行為についてはいじめに該当する。

【いじめ防止対策推進法】

第2条第1項 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 未然防止・早期発見・早期対応を最重要視する

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめの定義」と「いじめは絶対に許されない」という認識を全教職員で共有する。学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(3) 組織的な取組で対応にあたる

いじめは、日常的にどの学級でも、どの児童にも起こり得るという認識の下、担任一人が抱えこむのではなく、全教職員で常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する。児童の情報を全職員で共有し、迅速な組織対応につなげる。

とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため未然防止、早期発見・早期対応を基本とし、関係諸機関との連携を視野に入れた取組を講じる。

I 本校におけるいじめ防止等に関する取組

(1) 【未然防止】未然に防止するための基本方針

① 尊重の精神の醸成

・児童が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加・活躍でき、集団の一員としての自覚や自信をもち、互いを認め合い、思いやる尊重の精神が宿る学校風土を醸成する。

② 高い人権感覚をもつ

全教職員が高い人権感覚をもち、教育者としてふさわしい言動で教育活動を行う。

③ 「いじめは絶対に許されない」という認識の共有

東京都教育委員会による「ふれあい（いじめ防止強化）月間」（6月、11月、3月）の時期を中心に、全校朝会や学級活動などで日常的にいじめの問題について触れる。「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を学校全体で共有する。

④道徳教育・体験活動の充実

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人とのコミュニケーション能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ・道徳授業地区公開講座を活用した学校と家庭の連携の強化
- ・「人権教育プログラム」(東京都教育委員会)を活用した人権感覚を高める取組
- ・生命(いのち)の安全教育の充実

⑤学校における児童の居場所づくり

児童の思いや努力を認めるなど、児童の居場所づくりの実践を充実させて自己有用感や自己肯定感を育む指導を展開したり、わかる授業をつくり、児童が授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしたりすることに努める。

⑥いじめに関する授業及び研修の実施

いじめに関する授業及び研修を実施する。

- ・年3回以上の「いじめに関する授業」を実施
- ・年3回以上の校内研修を実施

⑦情報モラル教育の充実

情報モラル教育の徹底を目指し、PTA 運営委員会や保護者会等を活用し、保護者の意識を高め、家庭と連携を強化する。また、4年生以上では情報モラルをテーマとしたセーフティ教室を実施する。

(2)【早期発見】早期に発見するための取組方針

早期発見の基本は、児童の些細な変化に気付くこと、気付いた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのために、教職員と保護者がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養いながら取り組むようにしていく。

①日常の観察

- ・朝の健康観察や保健室来室時、休み時間や給食、清掃、放課後などに、児童の様子に目を配り、児童の様子の変化や児童が発するサインを見落とさないように心がける。

②家庭との連携

- ・児童や保護者の訴えに注意深く耳を傾け、いじめにつながる情報を収集する。
- ・保護者会等での情報発信と情報収集の呼び掛け、及び啓発的活動を行う。
- ・適宜、家庭訪問や個人面談を行い、家庭との連携を密にする。

③教育相談の充実

- ・スクールカウンセラー(以下、SC)による5年生を対象とした児童全員面接を1学期中に実施し、SCに相談しやすい環境をつくる。
- ・「ふれあい(いじめ防止強化)月間」(6月、11月、3月)など定期的な教育相談期間を設けて、児童の悩みを聞き取ることで、問題を早期に発見できるようにする。
- ・教育相談コーディネーターが中心となり、いじめの相談窓口紹介やSCへの相談ができることなどを発信し、児童の悩みや困り感を話せる環境をつくる。

④いじめ実態調査アンケートの実施

- ・「ふれあい(いじめ防止強化)月間」(6月、11月、3月)にいじめ実態調査アンケートを実施する。複数の教員で個別の聴き取りを行い、いじめの実態を的確に把握する。
- ・いじめの疑いがある場合は、「学校いじめ対策委員会」で検討する。
※本アンケートは3年間保存する。また、いじめに関する記録は、卒業後5年保存する。

⑤いじめ事案情報の共有

- ・毎週金曜日に「生活指導連絡会」を開き、各学年の児童の様子についての報告により情報を共有するとともに、全教職員が学年を越えて児童を見守る体制をつくる。

(3)【早期対応】早期に解決するための対応方針

いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先にして、担任一人で抱え込まず、解決に向けて迅速な指導を行い、学年及び学校全体で組織的に対応する。

①いじめの事実関係の確認といじめ行為の静止

- ・いじめと疑われるものが発見された場合、組織的な対応で、速やかに関係児童からの聴き取りを行う。そして、いじめの事実の有無を確認し、いじめ行為を止める。聴き取った内容は確実に記録する。

②被害児童及び保護者への対応

- ・いじめを把握したら、その日のうちに担任から保護者に事実を伝え、対応していくことを示す。
- ・学校が、徹底して守り通す姿勢を示す。
- ・本人や周辺からの聴き取りを行い、身体的、精神的な苦痛についての確に把握し、ケアをする。
- ・SC やスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）を活用し、被害児童やその保護者の心のケアと支援をする。

③加害児童及び保護者への対応

- ・いじめは、「絶対に許さない」という毅然とした態度で臨むとともに、事実を確認し、いじめ行為を止めさせる。
- ・加害児童を特定した上で、「学校いじめ対策委員会」が中心となり、組織的・継続的に観察、指導を徹底する。
- ・SC との連携のもと、加害児童とその保護者の心のケアと支援をする。
- ・被害児童とその保護者に対して、適切な対応（謝罪等）をするように伝える。

④周囲の児童への対応

- ・いじめはみんなの問題であり、「いじめを見て見ぬふりをしない」ことを指導し、いじめを伝えたり、やめさせようと声掛けをしたりした児童の安全を守る取組を徹底して行う。
- ・いじめを直接受けていなくても、精神的なストレスや苦痛を感じている場合があるので、SC との連携のもと、心のケアをする。

⑤懲戒権の適切な行使

- ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

【学校教育法】

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

(参考)「第4回いじめ防止基本方針策定協議会」資料（文部科学省 平成 25 年 9 月 20 日）

児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割当て、文書指導などは通常、懲戒権の範囲内と判断される。

⑥いじめの解消

いじめは、単に謝罪があっただけでは、安易に解消したと判断することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも、次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じて他の事情も考慮して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる

ものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から、さらに長期の期間等が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害及び加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注意深く観察する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為によりその心身の苦痛をかんじていないと認められること。被害児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。

⑦事後指導

いじめの解消や解決についても、いじめの認知と同様に「学校いじめ対策委員会」により、組織的に判断をするとともに、再発の可能性も想定した継続的な見守りを続ける。

(4)【重大事態】重大ないじめ事態が発生した場合の対応方針

①いじめ重大事態とは

ア 重大事態の定義

いじめの重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項に基づき、「生命心身財産重大事態」と「不登校重大事態」の2つの場合をいう。

(ア) 生命心身財産重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」は、いじめを受けた児童の状態に着目して判断する。想定される例として、次のような場合が挙げられる。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

(イ) 不登校重大事態

いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「相当の期間」は、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間継続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査を開始する。

イ 重大事態かどうかを判断する際の注意事項

(ア)「疑い」があると認めた時点で対応

事実関係が確定していなくても、重大事態に該当する対応が遅れれば取り返しのつかない事態に発展することも想定されるため、「疑い」があると認めた時点で、速やかに重大事態としての対応を行う。**対応した内容については、学年だけでなく生活指導主任や管理職にも必ず報告を行う。場合によっては、臨時の学校いじめ対策委員会の実施を検討する。**

(イ) 児童や保護者からの申立ての時点で対応

被害児童やその保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」との申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応を行う。その申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

②重大事態が発生した場合の対応

ア 重大事態発生時の報告及び通報

直ちに済美教育センター教育 SAT に一報をいれた上、速やかに「いじめ防止対策推進法の規定による重大事態発生について」を教育委員会に提出する。

また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生ずるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、連携して対応する。

イ 資料の収集・整理

学校が定期的実施しているアンケートや教育相談の記録、これまでのいじめの通報や面談の記録、学校いじめ対策委員会の会議録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録など、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理を行う。

ウ 被害児童及び保護者のケア

被害児童に対しては、複数の教職員による組織的な見守り体制をとり、教職員間の情報共有の徹底を図るとともに、学校と家庭の間で緊密な連絡を行う。また、状況に応じて保健室登校等の別室対応を実施するなど、緊急避難措置を講じる。

被害児童及び保護者のケアのために、SC や SSW を活用する。

エ 調査の実施

「杉並区いじめ問題対策委員会」が行う調査に協力する。

2 教育委員会や関係諸機関との連携方針

(1) 関係諸機関との連携

いじめが確認された場合、必要に応じて SC や SSW、子ども家庭支援センター、児童相談所、所轄警察署などの協力を得て、解決に取り組むとともに、再発を防止する措置をとる。

(2) 教育委員会との連携

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。

(3) 犯罪行為に該当する案件での警察署との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。

3 いじめ防止に向けた校内組織

(1) 組織の構成

①組織の名称

「学校いじめ対策委員会」

②構成員

【定例開催時】

校長、副校長、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、SC とする。

【臨時開催時】

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、各学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、特別支援コーディネーター、SC とする。

※必要に応じて、SSW や警察関係者を加える。

(2) 役割

- ・ いじめ状況把握及び分析
- ・ いじめ防止及び早期発見のための取組の企画、推進
- ・ いじめ事案に対しての組織的な取組の推進
- ・ いじめに関する情報収集、記録、対応の役割分担
- ・ 被害児童、保護者に対する相談、ケア及び指導
- ・ 加害児童、保護者に対する相談及び指導
- ・ 関係諸機関への報告、連絡、相談
- ・ いじめ防止基本方針と年間計画の点検、評価、見直し

(3) 開催時期

- ・ 月1回の定例会議を開催する。
- ・ いじめ事案が発生した際には、臨時で開催する。

(4) いじめ問題の対応の流れ

①校長への報告

いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保する。その後、速やかに管理職に報告する。

②学校いじめ対策委員会の開催

いじめが確認されたり、疑いが生じたりした場合、校長は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、対応方針を決定する。

③関係児童への聴き取り及び保護者への報告

被害児童や加害児童等の聴き取りを行い、被害及び加害児童の保護者に事実関係を伝え、保護者への助言、指導を行いながら、家庭と連携を図り、問題の解決に当たる。

④児童の心のケア

被害児童の心のケアが必要な場合は、養護教諭や SC、その他専門的な知識のある者と連携した対応をとる。

4 いじめ防止に向けた教職員の対応能力向上を図るための取組

(1) 年3回以上の校内研修の実施

いじめ防止に向けた校内研修を年3回以上実施し、いじめ問題に対する教職員の対応力を高める。

(2) いじめ対応の情報を共有する

実際にいじめ対応を行った時には、その方法や成果、課題について金曜日の生活指導連絡会で報告し、全教職員が共有する。

5 「学校いじめ防止基本方針」の公表、点検、評価

(1) 公表

年度当初の保護者会及び学校運営協議会、PTA 運営委員会等で周知するとともに、学校ホームページに公表する。

(2) 点検、評価

学校いじめ対策委員会において、R-PDCA サイクルによる、いじめ防止基本方針及び年間計画に基づいた取組の進捗状況について管理、評価、見直しを実施する。また、学校評価において、いじめ問題への取組を評価する。

※R-PDCA とは、以下の頭文字をとった検証改善サイクルのことである。

R : Research (実態を把握する)

P : Plan (計画を設定する)

D : Do (実行する)

C : Check (点検する)

A : Act (改善する)